

「国民健康保険団体連合会規約例の一部改正等について」（平成 19 年 6 月 11 日付け障企発第 0611001 号障害保健福祉部企画課長通知）
 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">障企発 0 6 1 1 0 0 1 号 平成 1 9 年 6 月 1 1 日</p> <p style="text-align: center;"><u>一 部 改 正</u> <u>障企発 第 号</u> <u>平成 2 5 年 月 日</u></p> <p>各都道府県障害保健福祉主管部（局）長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課長</p> <p>特例介護給付費等の支払事務を国民健康保険団体連合会に委託して実施する場合の請求等の取り扱いについて</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: right;">障企発 0 6 1 1 0 0 1 号 平成 1 9 年 6 月 1 1 日</p> <p>各都道府県障害保健福祉主管部（局）長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課長</p> <p>特例介護給付費等の支払事務を国民健康保険団体連合会に委託して実施する場合の請求等の取り扱いについて</p> <p>（略）</p>

記

(略)

別紙1 (略)

別紙2

国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等
特別会計経理規則例

(特別会計)

第一条 国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)規約(以下「規約」という。)第六条第五項に規定する業務の経理を他の会計と区分して行うため、障害者総合支援法関係業務等特別会計を設置する。

(勘定区分)

第二条 障害者総合支援法関係業務等特別会計は、業務勘定、障害介護給付費支払勘定及び障害児給付費支払勘定に区分する。

(細則)

第七条 この規則に定めるもののほか、障害者総合支援法関係業務等特別会計に関して必要な細目は、理事長が定める。

別紙3 (略)

記

(略)

別紙1 (略)

別紙2

国民健康保険団体連合会障害者自立支援事業関係業務
特別会計経理規則例

(特別会計)

第一条 国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)規約(以下「規約」という。)第六条第五項に規定する業務の経理を他の会計と区分して行うため、障害者自立支援事業関係業務特別会計を設置する。

(勘定区分)

第二条 障害者自立支援事業関係業務特別会計は、業務勘定、障害介護給付費支払勘定及び障害児給付費支払勘定に区分する。

(細則)

第七条 この規則に定めるもののほか、障害者自立支援事業関係業務特別会計に関して必要な細目は、理事長が定める。

別紙3 (略)

別紙 4

国民健康保険団体連合会障害介護給付費等支払規則例

(経理規則)

第十九条 障害介護給付費及び障害児給付費の支払に関する業務
(次条において「支払業務」という。) の財務については、この規則に定めるもののほか、国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計経理規則の定めるところによる。

様式第一号

(略)

別紙 4

国民健康保険団体連合会障害介護給付費支払規則例

(経理規則)

第十九条 障害介護給付費及び障害児給付費の支払に関する業務
(次条において「支払業務」という。) の財務については、この規則に定めるもののほか、国民健康保険団体連合会障害者自立支援事業関係業務特別会計経理規則の定めるところによる。

様式第一号

(略)